

沼津市営墓地使用者募集要領

沼津市 市民福祉部市民課

TEL 055-934-4720

1. 使用者を募集する墓地

名 称 沼津市天神洞墓地

所在地 沼津市中瀬町14番1号（沼津市斎場北側）

募集区画（各1区画）

募集 番号	墓地 番号	墓地面積(巾・奥行)		墓地使用料	年間管理手数料
1	14	2.96 m ²	(1.85 m × 1.6 m)	296,000 円	1,000 円
2	89	4.00 m ²	(2.0 m × 2.0 m)	400,000 円	1,800 円
3	94	7.84 m ²	(2.8 m × 2.8 m)	784,000 円	1,800 円
4	194	2.43 m ²	(1.35 m × 1.8 m)	243,000 円	900 円
5	218	2.43 m ²	(1.35 m × 1.8 m)	243,000 円	900 円
6	272-2	2.43 m ²	(1.8 m × 1.35 m)	243,000 円	900 円
7	364	2.7 m ²	(1.55 m × 1.8 m)	270,000 円	1,000 円
8	465	2.375 m ²	(1.9 m × 1.25 m)	237,500 円	900 円
9	480	2.7 m ²	(1.5 m × 1.8 m)	270,000 円	1,000 円
10	486	2.7 m ²	(1.5 m × 1.8 m)	270,000 円	1,000 円
11	666	2.275 m ²	(1.3 m × 1.75 m)	227,500 円	900 円
12	751	2.43 m ²	(1.8 m × 1.35 m)	243,000 円	900 円

※ 墓地使用料は1 m²当たり 100,000 円

※ 別添、沼津市営墓地位置図参照

2. 市営墓地使用開始時期

令和7年10月1日

3. 申込資格

次の各号の要件を全て満たす方

- (1) 令和6年8月12日以前から沼津市に住民登録されている方
- (2) 沼津市内に墓地が無い方
- (3) 現に埋蔵する血縁者の焼骨を有する方で、自宅保管または寺院の納骨堂や親戚の墓に一時的に預けている方
※ただし、現在墓地の管理者と協議が可能であれば、改葬の場合でも申込は可能です。
- (4) 埋蔵しようとする焼骨の祭祀を主宰すべき立場にある方。

4. 申し込みにあたっての注意事項

- (1) 申し込みは1世帯1名1区画に限ります。
- (2) 血縁者は親族（6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族）とします。（民法725条（親族の範囲））
- (3) 妊娠12週以上の胎児のお骨は要件を満たすものとします。
- (4) 次の場合は申し込みのすべてが無効になります。
 - ◆ 1世帯で複数の申し込みをしたとき
 - ◆ 同一の遺骨で2名以上が申し込みをしたとき
 - ◆ 分骨した遺骨による申し込みをしたとき
 - ◆ 転貸を目的として申し込みをしたとき
 - ◆ 虚偽の申し込みをしたとき

5. 申し込みに必要な書類

- (1) 沼津市営墓地使用申込書
- (2) チェックリスト
- (3) 血縁者の遺骨を証明するもの 下記（ア）～（ウ）のうちいずれか1つ
※コピー可。当選後、原本を提出してください
 - (ア) 埋火葬許可書の写しまたは改葬許可証の写し
 - (イ) 埋蔵証明書（お墓に埋蔵している場合）
 - (ウ) 収蔵証明書（納骨堂に預けている場合）

6. 申込先、受付期間

- 申込書に必要書類を添えてお申し込みください。

【申込先】沼津市 市民福祉部 市民課（市役所1階市民課3番窓口）

郵送可（8月12日必着）

郵送先 〒410-8601 沼津市御幸町16-1

沼津市役所 市民課 管理係

【受付期間】令和7年7月15日（火）～令和7年8月12日（火）

【窓口受付時間】8：30～17：15（土日曜日、祝祭日を除く）

7. 墓地使用許可予定者及び補欠者の決定

申し込み締切後、申込者の資格審査をした後に、応募者多数の場合は公開抽選を行い、応募者が定員に満たなかった場合は使用区画を決定するための抽選を行いますので、書類審査後、「墓地使用申込受付（抽選番号）」を郵送します。

※ 8月26日までに届かない場合はお問い合わせください。（055-934-4720）

抽選会当日は、定刻までに集合して下さい。

【抽選日時】令和7年9月5日（金） 午前10時～

【会 場】沼津市斎場（沼津市中瀬町14-1）

※ 万一、定刻までに出席されない場合は、申し込みを辞退したものとみなします。

※ 当選した場合は、当日当選順に使用区画を決めていただきますので、事前に現地の確認を済ませておいて下さい。なお、代理人が出席する場合は、事前に希望する墓地の順番を決めておいて下さい。

〔補欠者〕本抽選会による当選者が辞退または1年以内に返還した場合、補欠順位により市民課から補欠者に通知いたします。

8. 墓地使用手続き

- ・公開抽選後、当選者には当日「墓地使用許可申請書」をお渡しします。申請書に記入の上ご提出ください。
- ・後日、墓地使用料の納付書を郵送しますので、納付期限（令和7年9月30日）までに納付書に掲載されている指定金融機関へ納めてください。
- ・納付確認後「使用許可証」を発行します。

9. 管理手数料の納入

令和7年度管理手数料（年間管理手数料の半額）の納付書を使用許可証とともに郵送しますので、10月30日までに収めてください。

令和8年度以降は、毎年4月中旬に「墓地管理手数料納入通知書」を郵送します。納付書に掲載されている指定金融機関へ納入して下さい。

10. 墓地施設の基準及び諸手続き

- イ. 墓碑又はこれに類するものは、1区画1基とし、その高さは地表から2メートル以内とすること。
- ロ. 囲いの高さは、1メートル以内とし、堅固な構造材を用い雨水等により崩壊しないよう設備すること。
- ハ. 隣接区画との境に上屋類、板塀を設け又は成長の著しい樹木を植えないこと。
- ニ. 墓地に碑石、形象類を施す場合は、予め「墓地施設承認申請書」に使用許可証及び次の書類1を添えて提出し、許可を受けてください。
 - (1) 設計書及び設計図
 - (2) 仕様書
- ホ. 遺骨を埋蔵するときは、使用許可証と埋火葬許可証を、改葬する時は使用許可証と改葬許可証を添えて届け出てください。

11. 使用上の注意

- イ. 許可を受けた日から3年以内に墓碑を建立して下さい。
- ロ. 使用者又は承継者が10年以上所在不明の場合は、使用权の消滅と墳墓を整理する場合がありますので、使用者の住所変更、本籍地の変更又は死亡した時の承継手続きを必ず行って下さい。
- ハ. 「墓地、埋葬等に関する法律」「沼津市営墓地条例」に違反したとき、管理手数料を納付しないときは、使用許可を取消す場合があります。
- ニ. 使用許可を受けた日から2年以内に返還したときは既納使用料（墓地使用料）の2分の1に相当する額を還付します。

市営墓地の問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部市民課 1階3番窓口
所在地 〒410-8601 沼津市御幸町 16-1
TEL 055-934-4720